

外国人患者の受入れに関する施策の動向

～厚生労働省における外国人患者受入れ体制整備に向けた取組について～

令和 7 年1月

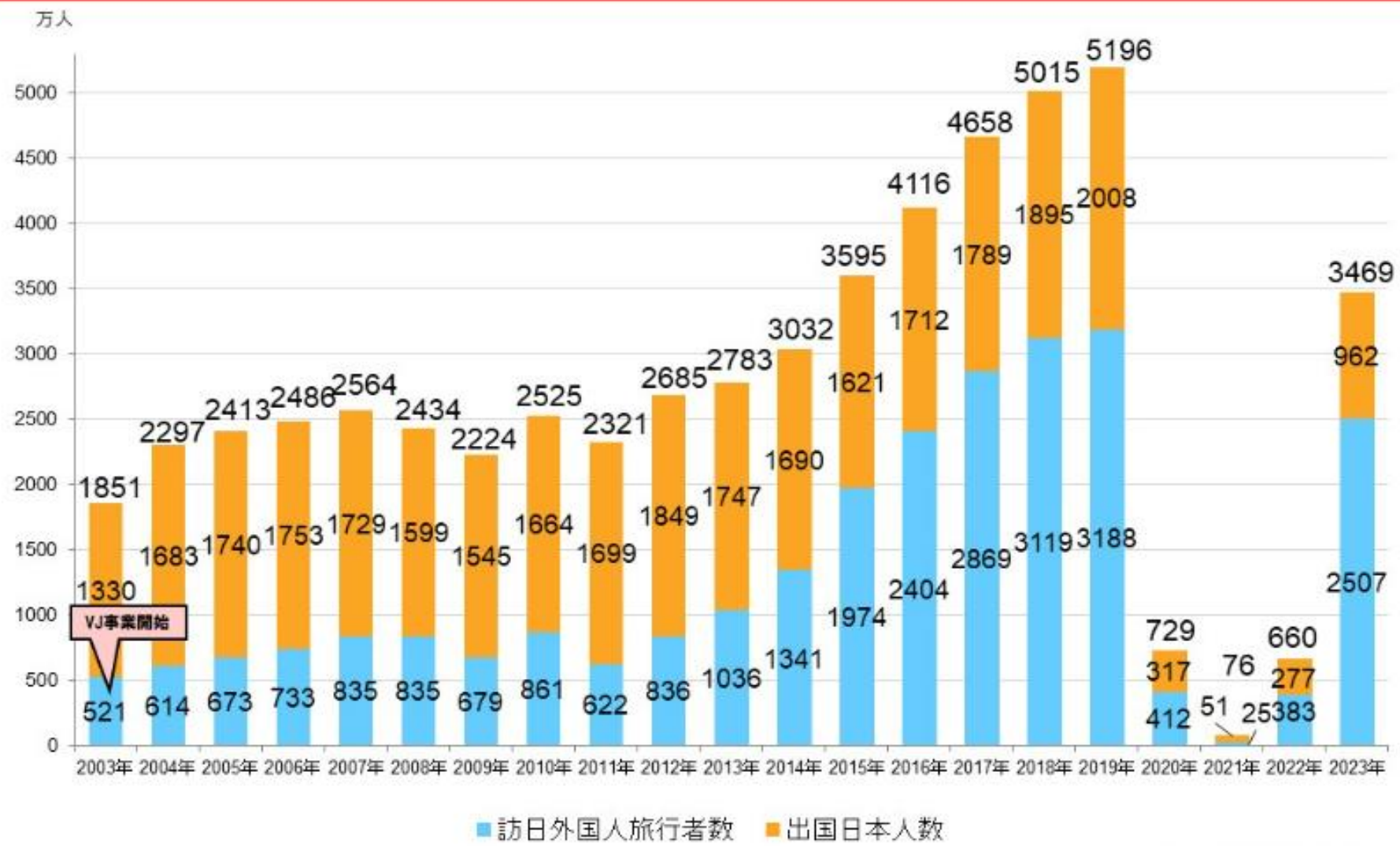
厚生労働省 医政局総務課

医療国際展開推進室

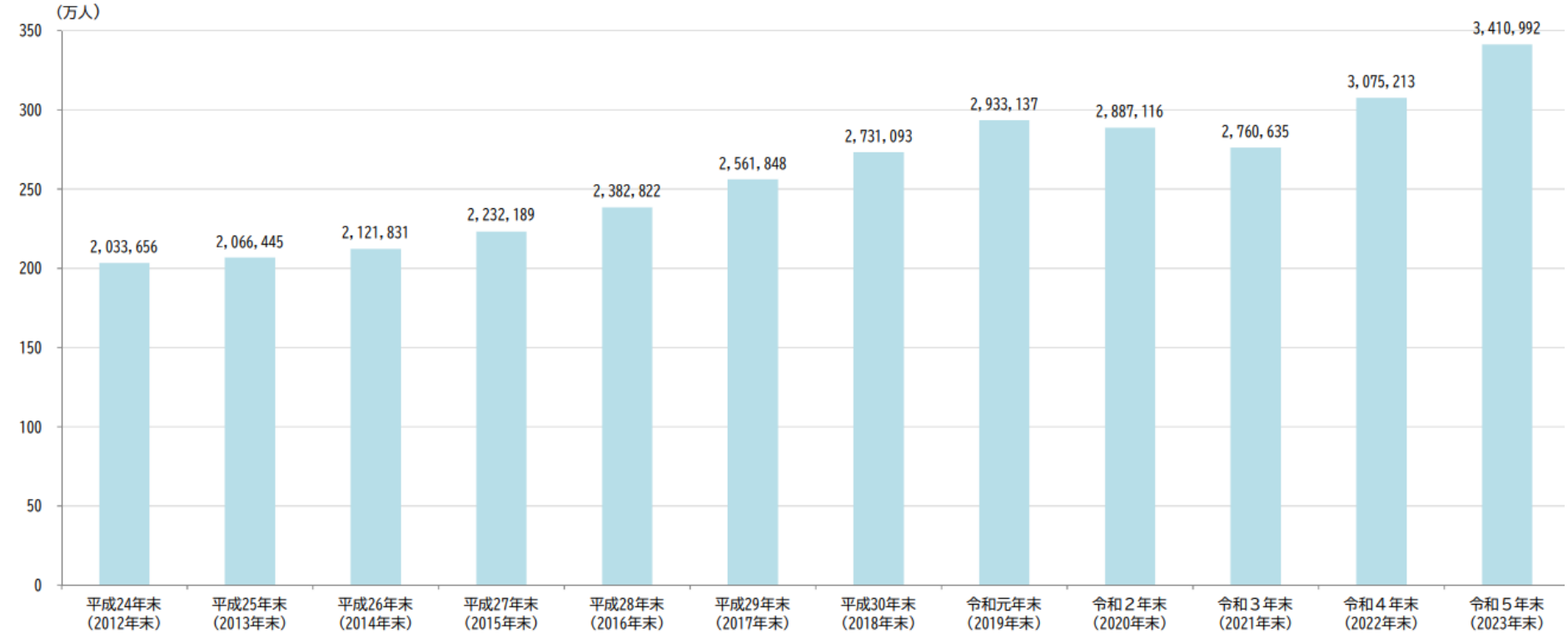
- インバウンドに関する現状及び政府方針等について
- 厚生労働省の取組について

- インバウンドに関する現状及び政府方針等について
- 厚生労働省の取組について

訪日外国人旅行者数・出国日本人数の推移



【第1図】 在留外国人数の推移



出典：出入国在留管理庁HP（報道発表資料：令和5年末現在における在留外国人数について）
https://www.moj.go.jp/isa/publications/press/13_00040.html

インバウンドに関する政府方針について①

観光立国推進基本計画（第4次）（令和5年3月31日閣議決定）

- 観光はコロナ禍を経ても成長戦略の柱、地域活性化の切り札、国際相互理解・国際平和にも重要な役割。
- コロナによる変化やコロナ前からの課題を踏まえ、我が国の観光を持続可能な形で復活させる。
- 大阪・関西万博も開催される2025年に向け、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」をキーワードに、「**持続可能な観光地域づくり」「インバウンド回復」「国内交流拡大」に戦略的に取り組み、全国津々浦々に観光の恩恵を行きわたらせる。**

【抜粋】

2. インバウンド回復戦略

（8）インバウンド受入環境の整備

③ 観光地等の外国人対応の推進

キ 外国人患者受入体制の充実

全国各地において、感染症発生時も含め、医療機関が訪日外国人患者を受け入れることができる体制を整備する。

具体的には、訪日外国人旅行者が安全・安心に旅行ができるよう訪日外国人患者の受入環境整備を進めるとともに、多言語対応が可能な医療機関をとりまとめた「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を更に充実させ、日本政府観光局ウェブサイト等で多言語による情報発信をしていく。あわせて、訪日外国人旅行者の民間医療保険加入率向上に向けた取組を行う。

サ 2025 年大阪・関西万博に向けた受入環境整備

大阪・関西万博に会場する訪日外国人旅行者の受入れに向け、CIQ体制の人的・物的な強化、会場内外における多言語対応の強化やピクトグラム等外国人にわかりやすい表示の整備、無料公衆無線 LAN 等の社会全体のICT化を推進する。また、大阪・関西万博関連イベントの全国各地での開催や、日本文化の魅力を発信する訪日プロモーションを推進することで、外国人来訪者を会場のみならず関西地域、更には日本全国に誘客し、大阪・関西万博の開催効果を日本全体に波及させる。さらに、**医療機関への外国人患者受入体制の整備**、外国人来訪者への救急・防災対応、熱中症等の関連情報に関する多言語発信、海外発行 クレジットカード等の決済環境の整備等**を推進する。** 6

インバウンドに関する政府方針について②

経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月21日閣議決定）（抄）

（２）海外活力の取り込み

（国際連携と対内・対外直接投資等の推進）

アジア諸国を始めとするインド太平洋地域における健康格差の是正や海外活力の取り込みを通じた我が国の医療・介護産業の成長の観点を踏まえ、国際保健に戦略的に取り組む。WHOや世界銀行等の協力を得て人材育成・知見収集を行う世界的な拠点「UHCナレッジハブ」の日本への設置、ERIAと連携した外国医療人材の育成、**医療インバウンドを含む医療・介護の国際展開**、ワクチンアライアンス及びストップ結核パートナーシップへの貢献、気候変動に強靱かつ低炭素で持続可能な保健医療システムの構築を目指した気候変動と健康に関する変革的行動のためのアライアンス（ATACH）の取組の促進、インパクト投資を始めとする民間資金の呼び込み等**を進める**。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定）（抄）

X. 個別分野の取組

4. グローバルヘルス（国際保健）

アジア諸国を始めとするインド太平洋地域における健康格差の是正や海外活力の取り込みを通じた我が国の医療・介護産業の成長の観点を踏まえ、グローバルヘルス（国際保健、ユニバーサルヘルスカバレッジ）に戦略的に取り組む。

（中略）

また、来年開催されるパリ栄養サミットの機会も捉え、健康投資・栄養対策等の取組事例の普及の後押しを行うとともに、国際機関等における日本企業からの医薬品・医療機器等の調達を促進することにより、**医療インバウンドを含む国際展開及び国際貢献を図る**。

加えて、WHOや世界銀行等の協力を得て人材育成・知見収集を行う世界的な拠点「UHCナレッジハブ」の日本への設置、ERIAと連携した外国医療人材の育成、ワクチンアライアンス及びストップ結核パートナーシップへの貢献を行う。また、気候変動に強靱かつ低炭素で持続可能な保健医療システムの構築を目指した気候変動と健康に関する変革的行動のためのアライアンス（ATACH）の取組を促進する。

インバウンドに関する政府方針について③

＜訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策＞（平成30年6月14日、訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するワーキンググループ）＞ （抄）

- 観光の振興に主体的に取り組む地域ごとの多様な関係者による情報共有と連携の仕組みの構築に向けた支援
- 基本的対応について整理したマニュアルの整備・周知
- **医療コーディネーターの養成**・医療関係者等の研修強化

＜外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）（令和5年6月9日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）＞ （抄）

- **電話通訳及び多言語翻訳システムの利用促進、外国人患者受入れに関するマニュアルの周知、都道府県内の多様な関係者が連携し地域固有の事情を共有・解決するための対策協議会の設置**等を通じて、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制の整備を進める。
- 地域の外国人患者を受け入れる**拠点的な医療機関における医療通訳者や医療コーディネーターの配置**、院内の多言語化に係る支援等を通じ、外国人患者受入れ環境の整備を進める。
- 医療機関における多言語対応のため、外国人患者等の受益者の適切な費用負担の下、電話通訳の利用促進を図り、全ての医療機関における外国語対応を推進する。通訳・翻訳に係る費用を患者に請求できることを知らない医療機関もあることから、これらの費用を請求することも可能であることを引き続き周知する。

- インバウンドに関する政府方針等について
- 厚生労働省の取組について

外国人患者受入環境整備に関する厚生労働省の取組

- 政府が取りまとめた「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議、平成30年12月25日）、「訪日外国人に対する適切な医療等の確保に向けた総合対策」（訪日外国人に対する適切な医療等の確保に関するWG、平成30年6月14日）を踏まえ、厚生労働省は外国人患者が安心して受診できる環境整備の支援を進めている。

医療機関の整備

- 外国人患者受入のための医療機関向けマニュアルの整備・公開
- 外国人患者受入に資する医療機関認証制度の推進
- 医療通訳の質の向上
 - ・ 医療通訳育成カリキュラム・テキストの作成 等
- 外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修の実施
- 各地域の拠点的な医療機関（※）の整備
 - ・ 医療通訳者・外国人患者受入れ医療コーディネーターの配置支援等
- 多言語の診療申込書等の公開
 - ・ 12か国語（英・中・韓・スペイン・ポルトガル・ウクライナ・ヒンディー、インドネシア、ネパール、タガログ、タイ、ベトナム）で作成

地域の受入体制強化

- 地方自治体のための外国人受入環境整備に関するマニュアルの整備・公開
- 地域の外国人患者受入体制等を協議する場の設置
 - ・ 各都道府県の課題の協議等を行う分野横断的な関係者による協議会の設置・運用を支援
- 医療機関向けのワンストップ相談窓口の設置
 - ・ 都道府県による医療機関向けの平日相談窓口の設置を支援
- 夜間休日ワンストップ窓口の運営
 - ・ 都道府県の平日相談窓口を補完するため、国において夜間・休日に係る医療機関向けの相談窓口を設置
- 希少言語に対応した遠隔通訳サービスの提供
- 電話通訳の団体契約の利用促進
 - ・ 団体契約を通じ電話医療通訳の利用促進を図る

※ 各都道府県により「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選定。ホームページ等で情報提供。（JNTOサイトでは多言語でも検索可）

医療機関向けマニュアル

- 平成30年度～令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「外国人患者の受入環境整備に関する研究」において作成されたマニュアルを公開

外国人患者の 受入のための 医療機関向けマニュアル （第4.0版）

令和元年度 厚生労働省 政策科学推進研究事業
「外国人患者の受入環境整備に関する研究」研究班

1. 医療機関における外国人患者受入れ体制整備の重要性

ポイント

近年、わが国では、在留外国人や訪日外国人旅行者の数が全国的に増えていきます。これに伴い、医療機関では、日本語でのコミュニケーションが困難であったり、日本人とは異なる医療文化や医療習慣を有する外国人患者の受診が増えています。また、特に、訪日外国人旅行者患者の受診する医療機関においては、医療費の支払い等をめぐって従来の事務対応とは異なる対応が求められることも増えつつあります。そのため、医療機関において、こうした時代の変化に対応し、外国人患者に対しても安心・安全な医療を提供していくためには、自院の機能や役割に応じた外国人患者の受入れ体制を整備していくことが求められます。

解説

（1）わが国の在留外国人と医療をめぐる状況

1）わが国の在留外国人をめぐる状況

日本の在留外国人の数は年々増加傾向にあります。図1は、在留外国人の推移を示したものです。2019年末現在における在留外国人数は293万3,137人となっており、わが国の総人口に占める割合も2.32%となっています。

また、在留外国人については、単にその数が増えてきているだけではなく、在留資格や国籍も変化が生じています。例えば、図2は、2008年及び2018年の在留資格別割合を示したものです。この2つのグラフを比較すると力かる通り、近年は、「留学」や「技能実習」の在留資格を有する在留外国人の方が急激に増えてきており、2018年時点では、この2つの在留資格だけで全体の1/4近くを占めるようになっています。

さらに、図3は、2008年及び2018年の国籍・地域別割合を示したものです。2008年時点で中国、韓国、朝鮮籍の方が全体の57%を占めていたのに比べて、2018年末には45%に減少し、代わりにその他の国籍・地域の方が増えてきており、多国籍化の傾向にあることが分かります。

図1 在留外国人数の推移

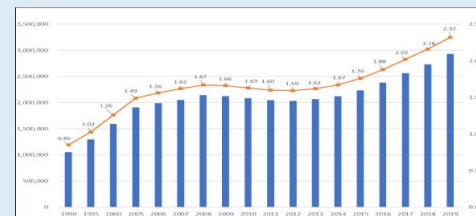
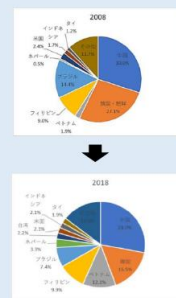


図2 在留資格別構成割合
(2008年・2018年)



図3 国籍・地域別構成割合
(2008年・2018年)



（出所：法務省「在留外国人統計（日韓韓外外国人統計）統計表」を基に作成）

- 6 -

外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修

厚生労働省 令和6年度 厚生労働省委託事業

外国人患者受入れ 医療コーディネーター 養成研修



受講料
無料

「外国人患者受入れ医療コーディネーター」とは・・・

医療機関内における外国人患者のサポートや他の医療機関への紹介等を行い、円滑な医療提供体制を支える役割を担う調整役です。

対象

医療機関(病院、診療所、クリニック)に勤務中、又は今年度中に勤務することが決まっている方(医師、看護師、事務職員、ソーシャルワーカー等)

【修了要件：事前のe-ラーニング約5時間受講+下記研修の必須項目受講】

日程

日付	修了証 取得要件	形式	内容(予定)
0 日目 令和7年 1月中旬～ (5時間)	必須	e-ラーニング テキスト	・外国人患者受入れ医療コーディネーターの 基礎知識 ・文化や習慣/宗教の理解等
1 日目 2月12日(水) 13:30～16:50	必須	WEB講義	・外国人患者受入れ医療コーディネーターの 全体像とコーディネーター業務の役割・業務 の位置づけ ・外国人患者受入れ体制整備の始め方 ・コミュニケーションアップのためのやさしい日 本語の活用
2 日目 2月14日(金) 13:30～17:00	必須	WEB講義 & グループワーク (WEB)	・今あるリソース(人員・予算)で効果的な体制 整備を行うポイントを見つけるための外国人患者 受入れ体制整備
3 日目 2月18日(火) 13:00～14:35 ①在留外国人対応 2月18日(火) 14:45～16:50 ②訪日外国人対応	どちらか 必須 ※両方受講 することも 可能です	グループワーク (WEB)	・在留外国人向け/訪日外国人向けに分けて 実施(在留/訪日どちらか選択可) ・「想定外」をふらさないためのトラブル事例(困 難事例)から学ぶ ・バーチャル院内見学 ・グループワーク
4 日目 2月19日(水) 13:00～17:30 【東京会場】 お茶の水ソサライ 2月21日(金) 13:00～17:30 【大阪会場】 アットビジネスセンター PREMIUM新大阪	任意	パネル ディスカッション & ワークショップ ※WEBと実地のハイブ リッド開催	・様々な通訳ツールの紹介(展示) ・通訳ツールの使い分け ・「やさしい日本語」を活用したツール作成の ワークショップ ※東京会場と大阪会場は同じ内容です

定員

300名

※定員に達し次第、お申込みを終了させて
いただきます。
※1施設からの申込みは上限4名と
させていただきます。

申込
期間

令和6年 令和7年
12月16日(月)～1月31(金)17:00まで

日程

- 外国人患者受入れに係る基礎知識
- 医療の基礎知識
- 医療事務の基礎知識
- 医療倫理と行動規範
- 外国人患者の文化的および社会的背景
- 外国人患者とのコミュニケーション
- 感染症対策等に係る自己管理
- 外国人患者受入れのための院内体制整備
- 人材育成および院内教育
- 外国人患者受入れに係る院外機関との連携
- 未収金対策
- 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応方法等



申込方法

申込開始日 令和6年12月16日

下記のページへアクセスし、申込みフォームよりお申込みください。

<https://www.seedplanning.co.jp/training/mcnaip/>



お申し込みいただいた方には、令和7年1月中旬以降、順次e-ラーニング視聴用のIDとパスワードを配信いたします。オンライン研修受講にあたってのログイン情報は、開催日の1週間前を目途に申込フォームに記載いただいたメールアドレスに送信いたします。

受講の流れ



注意事項

- 当研修へのお申込は、参加者お一人ごとをお願いいたします。
(代理申込をされる場合も受講希望者お一人ごとにお申込みください。)
- 申込時、メールアドレスは必須となります。※参加者お一人ごとに個別のメールアドレスが必要。

外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト

目的

患者や医療機関等の利便性や行政サービス向上のために、外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめ、全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備することを目的としています。

外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト（医療機関リスト）のポイント

- ① 外国人患者への診療に協力する意志がある医療機関のうち、都道府県により適格性があると判断された医療機関が掲載されます。都道府県が不適格と判断した医療機関は掲載されません。
- ② 都道府県が地域の医療体制を考慮して選出した医療機関は「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」として、以下の2つのカテゴリーを設け掲載されています。
 - ・ **カテゴリー1**：入院を要する救急患者に対応可能な医療機関（都道府県で1つ以上）
 - ・ **カテゴリー2**：診療所・歯科診療所も含む外国人患者を受け入れ可能な医療機関（二次医療圏に1つ以上）

医療機関リスト掲載の医療機関 ^{1), 2)}			
外国人患者を受け入れる 拠点的な医療機関		外国人患者を受け入れる適格な医療機関 (拠点的な医療機関としての選出はなし)	
カテゴリー1 (救急対応可能：都道府県で1つ以上)	カテゴリー2 (診療所含む：二次医療圏に1つ以上)	(要件) ● 多言語対応の適格性ありと都道府県が判断	
(要件) ● 多言語対応の適格性ありと都道府県が判断 ● 地域の医療体制を考慮し都道府県が選出			

➤ 医療機関リストは、令和元年度から厚生労働省と観光庁が共同で取りまとめています。
観光庁では日本政府観光局（J N T O）のHPにおいて多言語で公開しています。

脚注：

- 1) 医療機関リストに掲載されていない医療機関における外国人患者の診療を妨げるもの・抑制するものではありません。
- 2) 医療機関リストに掲載されている医療機関は、外国から診療目的で来日する外国人患者を受け入れる医療機関のリストではありません。

外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP） Japan Medical Service Accreditation for International Patients（H24.7～）

国際医療交流の観点から、外国人が安心・安全に医療機関を受診できる環境を整備するため、医療機関の申請に基づき第三者機関（日本医療教育財団）が、外国人受入体制等について審査・認証する制度。

対 象：日本医療機能評価機構、Joint Commission International（JCI）等による認証制度によって、医療施設機能が評価されている病院又は健診施設

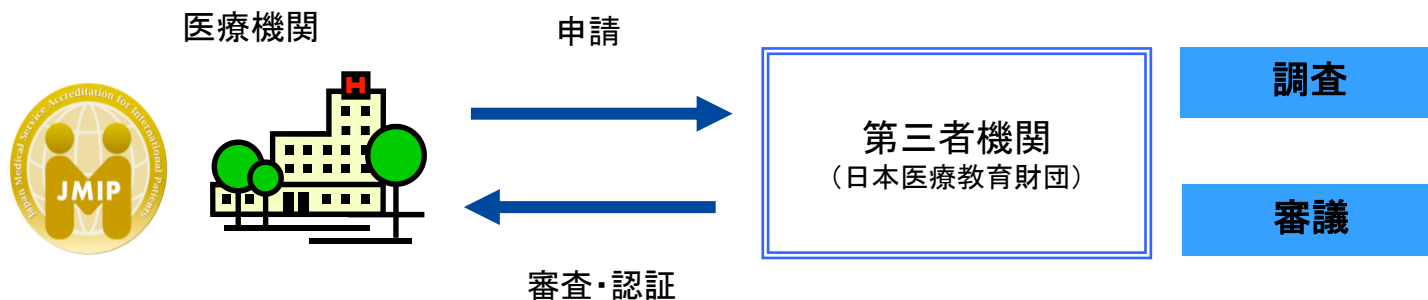
審査方法：書面調査と訪問調査を実施

書面調査では、「現況調査票」、「自己評価票」及び「事前提出資料」を事前に提出。

訪問調査では、合同面接や院内ラウンドを通じて、院内（施設内）の外国人受入れ体制を確認。

書面調査、訪問調査の結果をもとに、有識者からなる「認証審査会」において最終的な判定を行う。

評価項目：外国人患者担当者（医師、看護、薬剤等各部門）の有無、日本語以外の言語による診療案内、外国人患者に配慮した対応方法（診療、看護、検査等）、各種宗教・習慣に配慮した対応方法、通訳を提供できる体制 等



外国人向け多言語説明資料

- 円滑な外国人患者の受入れを目的とした多言語ツールとして、診療申込書等52種類の資料を12カ国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ウクライナ語・ヒンディー語・インドネシア語・ネパール語・タガログ語・タイ語・ベトナム語）により作成し、厚生労働省ホームページに掲載。
- 利用者の用途に合わせた使い方ができるよう、編集可能なWord版（一部Excel版）を掲載。

ひとくらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所管の法令等 申請・募集

外国人向け多言語説明資料 一覧

この説明資料は、円滑な外国人患者の受入れを目的とした多言語ツールであり、日本国内の医療機関を対象に提供しています。対応シーンに合わせてご活用ください。

※ 当説明資料（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語）は、「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」において、一般財団法人日本医療教育財団により平成26年間に作成されたものを同財団が改訂したものです。

※ 令和4年7月、ヒューマングローバルコミュニケーションズ株式会社の作成によりウクライナ語資料を追加しました。

※ 令和6年4月、株式会社SELCOの作成によりヒンディー語、インドネシア語、ネパール語、タガログ語、タイ語、ベトナム語資料を追加しました。

■ 資料の特長

- ・ 全文書に日本語を併記しました。ウクライナ語版には、英語と日本語を併記しました。
- ・ 12ヶ国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ウクライナ語・ヒンディー語・インドネシア語・ネパール語・タガログ語・タイ語・ベトナム語）で作成しました。
- ・ 印刷用については、医療従事者が患者の回答内容を速やかに把握できるように、選択肢形式を多く取り入れました。
- ・ 利用者の用途に合わせた使い方ができるよう、加工・編集可能なWord版（一部Excel版）を掲載しました。

■ 使用上の注意

- ・ 当説明資料は、実際の使用を補助するものではありません。
- ・ 各医療機関の責任においてご使用ください。
- ・ 本ページのリンク(URL)については、厚生労働省のホームページ「利用規約(リンクについて)」の内容に準じ、原則フリーです。詳しくは(● <https://www.mhlw.go.jp/chousakusen/>)をご確認ください。

※ 品質向上を図るため各資料(全言語)の再点検を行い、全ての資料を2018年3月版として更新いたしました。(平成30年3月8日)

※ (2) 確定版募集についてポルトガル語版の一部修正を行いました。(令和3年6月20日)

※ (12) 医療費請求書及び(13) 医療費補助書英語版の一部修正を行いました。(令和4年6月15日)

外国人向け多言語説明資料 一覧

■ 受付 ■ 問診表 ■ 治療・手術・検査等

分類1	分類2	(1)	資料名	ファイル形式	言語
受付	外来	(1)	診療申込書	Word	英語 (70KB) ■ 中国語 (64KB) ■ 韓国語 (71KB) ■ ポルトガル語 (66KB) ■ スペイン語 (75KB) ■ ウクライナ語 (34KB) ■ ヒンディー語 (36KB) ■ インドネシア語 (34KB) ■ ネパール語 (70KB) ■ タガログ語 (38KB) ■ タイ語 (38KB) ■ ベトナム語 (34KB)
				PDF	英語 (141KB) ■ 中国語 (219KB) ■ 韓国語 (225KB) ■ ポルトガル語 (89KB) ■ スペイン語 (154KB) ■ ウクライナ語 (360KB) ■ ヒンディー語 (609KB) ■ インドネシア語 (259KB) ■ ネパール語 (277KB) ■ タガログ語 (231KB) ■ タイ語 (279KB) ■ ベトナム語 (331KB)

患者氏名 : 性別 : English/英語

Patient Registration Form / 診療申込書

Name / 氏名	Sex / 性別	☐ Male/男 ☐ Female/女
Date of birth (YYYYMMDD) / 生年月日	Yes/年 / Month/月 / Day/日	Age / 年齢 years old歳
Address or accommodation in Japan/住所又は日本での滞在先		
Address in home country (for short-term visitors only)/本国の住所 (短期滞在者のみ)		
Phone No. (Home) / 電話 (自宅)	Phone No. (Mobile) / 電話 (携帯)	
Nationality / 国籍	Interpreter request / 通訳の希望	☐ Yes/必要 ☐ No/必要でない
Native language / 母国語	Occupation / 職業	
Other languages spoken / 母国語以外に 対応可能な言語	Special considerations: required for religious reasons: /宗教などの理由により 特別に配慮が必要な事項	

Emergency contact details/緊急連絡先

Name / 氏名	Relationship / 患者との関係
Address / 住所	
Phone No. (Home) / 電話 (自宅)	Phone No. (Mobile) / 電話 (携帯)

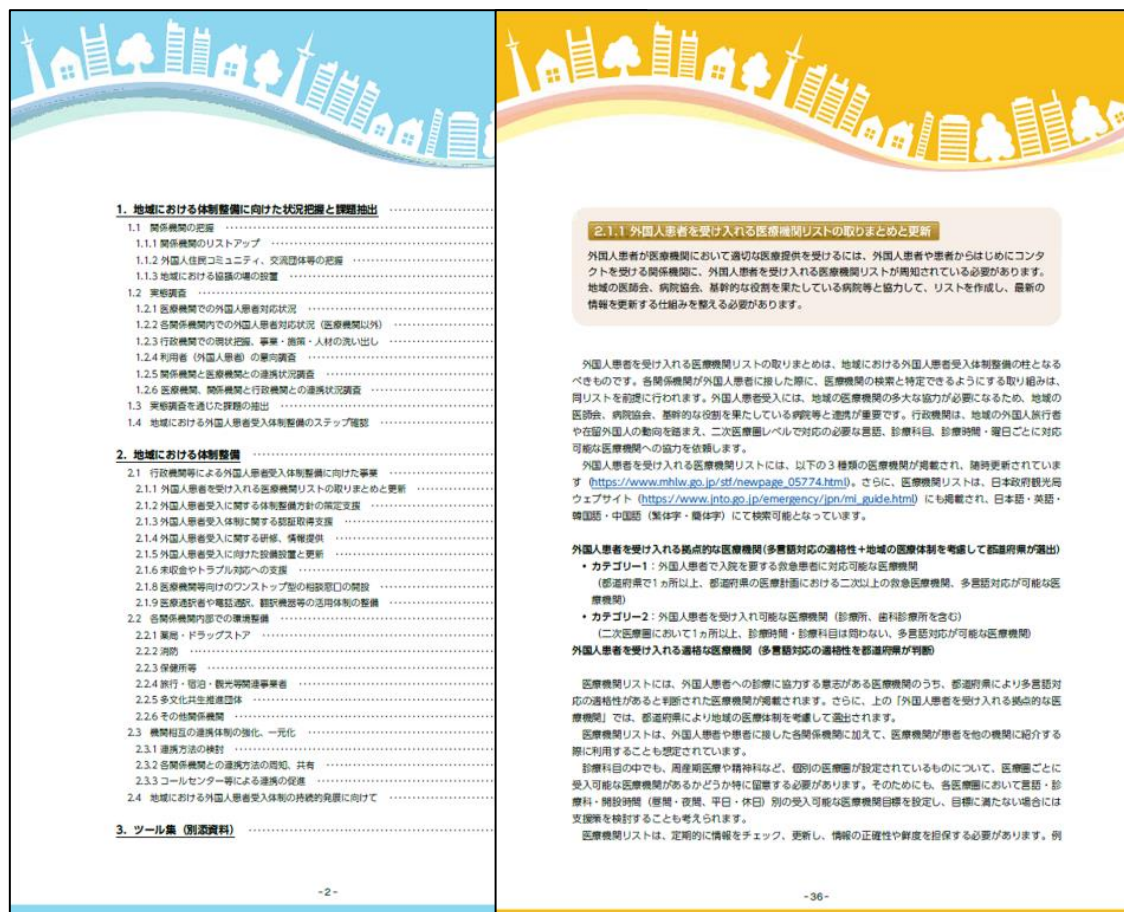
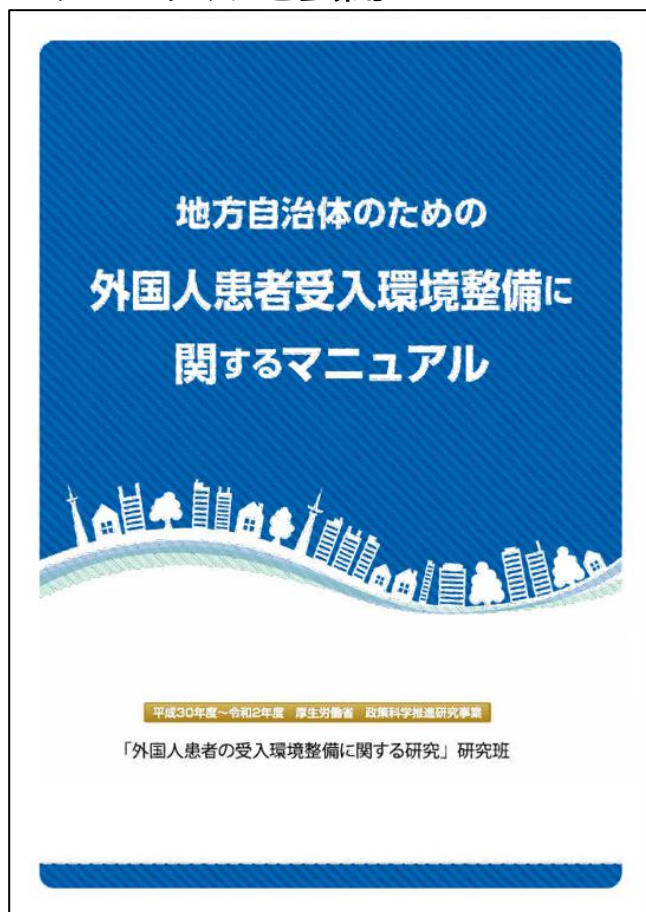
● Residential status in Japan/日本での滞在状況を教えてください。

☐ Resident/居住 ☐ Short-term stay/短期滞在(□Business/ビジネス □Vacation/旅行)
☐ Student/留学生 ☐ Other/その他()

● Reasons for choosing this hospital/clinic / 当院を選んだ理由を教えてください。

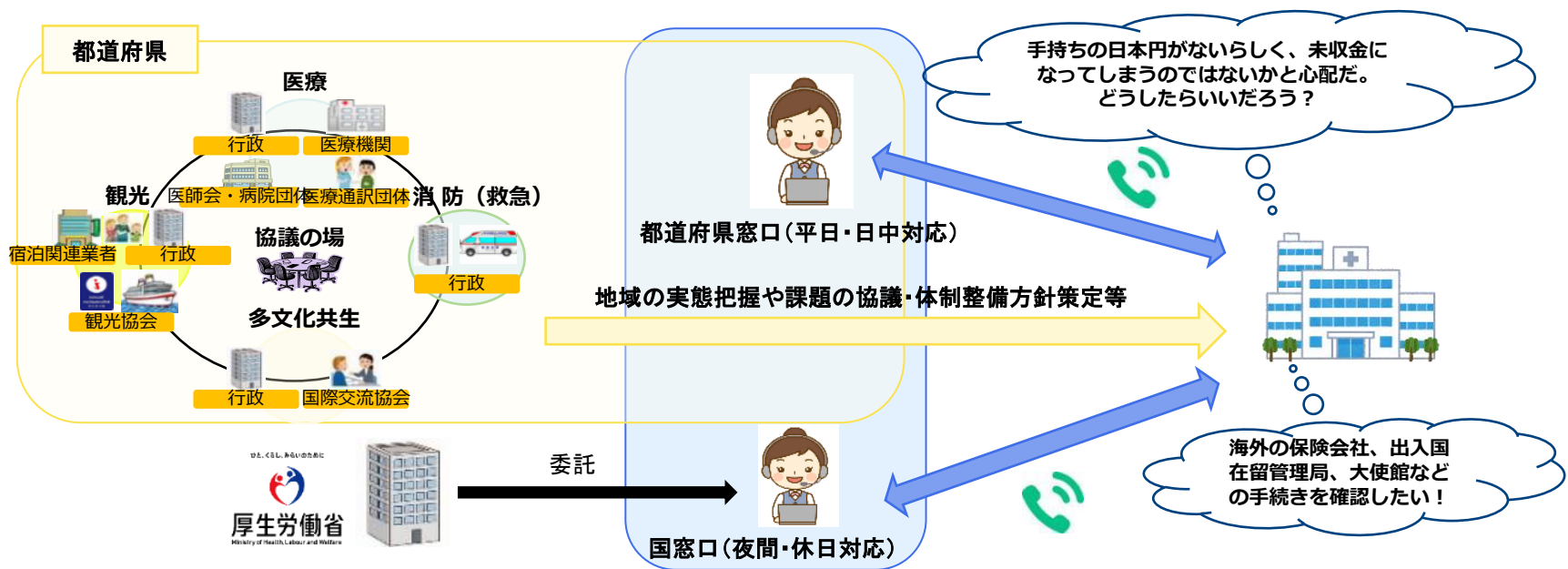
自治体向けマニュアル

- 平成30年度～令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））「外国人患者の受入環境整備に関する研究」において作成されたマニュアルを公開



都道府県単位の医療・観光等連携ワンストップ対応に対する支援

- 都道府県に、地域の課題の協議等を行う業界分野横断的な関係者による協議会を設置し、実態の把握・分析や受入医療機関の整備方針の協議、リスト作成と関係者への周知、地域の課題の協議などを行う。
- 都道府県に、医療機関等から寄せられる様々な相談に対応できるワンストップ窓口を設置。
補助先：都道府県 補助率：1 / 2
- 都道府県に設置されるワンストップ窓口を補完するため、国において夜間・休日の対応を行う窓口を設置（委託事業）



医療機関における外国人対応に資する夜間・休日ワンストップ窓口 希少言語に対応した遠隔医療通訳サービス

夜間・休日ワンストップ窓口 サービスのご案内

医療機関の外国人患者対応支援に係る都道府県の取組みを補完するため、厚生労働省では「医療機関における外国人対応に資する夜間・休日ワンストップ窓口事業」を実施しています。（日本エマージェンシーアシスタンス株式会社受託）

この窓口では外国人患者対応に関してお困りごとが発生した際に、**医療機関関係者様に対し、助言や情報提供を行っています。**

利用可能時間	平日 17 時から翌朝 9 時まで、 土・日・祝日および年末年始* 24 時間受付
電話番号	*年末年始：12月28日（土）～2025年1月5日（日）
利用方法	03-6371-0057 （通話料は利用者負担となります） ①コールセンターのオペレーターに、 <u>都道府県名、医療機関名（またはその他機関名）、</u> <u>所属部署、電話口の方のお名前</u> をお伝えください。 ②お困りの事項についてお話しください。 ※なお、患者様等個人からの相談はお受けしていません。
窓口開設時期	2024年4月1日（月）から 2025年3月31日（月）まで

電話通訳サービスのご案内

来日する外国人の増加が見込まれる中、外国人患者が安心して日本の医療機関を受診できる体制を整備することが重要であり、厚生労働省では、医療通訳者の医療機関への配置などへの財政支援を実施してきました。

しかし、使用頻度が少ない言語、いわゆる希少言語については、費用対効果の面から医療機関が通訳サービス提供事業者と常時契約するのは困難な場合があると考えられ、また、通訳者の数の確保等の課題もあると指摘されています。このような状況から、希少言語に関する通訳サービスは、主要な言語とは異なり、民間事業者による安定的なサービスが行き届かない可能性も考えられます。

本事業では、民間サービスが少なく、通訳者の確保が困難な希少言語に対して、行政が遠隔通訳サービスを提供することを目的として、「希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業」を実施し、外国人患者の受入れ環境の更なる充実を目指すものです。
※新型コロナウイルス関連の患者対応時にもご利用いただけます。

サービス内容	・ ご来院の外国人患者との電話通訳サービス ・ 外国人患者からの外線入電に対する 3 者間通訳サービス （病院の交換台などが 3 者間の電話に対応している場合）
--------	--

対象機関	全国の医療機関（サービスの利用には登録が必要です）
対応言語	タイ語、マレー・インドネシア語、タミル語、ベトナム語、フランス語、 ヒンディー語、イタリア語、ロシア語、ネパール語、アラビア語、タガログ語、 クメール語、ドイツ語、ミャンマー語、ベンガル語、モンゴル語、ウクライナ語※
対応期間	2024 年 4 月 1 日 ～ 2025 年 3 月 31 日 24 時間体制
利用料金	最初の 10 分は 1,500 円、以降 5 分あたり 500 円（通話料は利用者負担） ※ウクライナ語の利用料金について ※ウクライナ避難民受入れの対応方針を踏まえ、ウクライナ語の通訳サービス利用料は 当面の間無料とします。（通話料は利用者負担）

この他、夜間・休日に外国人対応に関するお困りごとがある場合には以下にご相談ください。

厚生労働省夜間・休日ワンストップ窓口

(03-6371-0057 平日 17 時～翌朝 9 時まで、土日祝日および年末年始 24 時間)

団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業

- 電話による医療通訳は、対面通訳と比べて、
 - ①即時性がある、
 - ②対応可能な地域が限定されない、
 - ③対応可能な言語の幅が広い等の特徴があるなど、利便性が高い部分もあるものの、医療機関における認知度はまだ十分でない。
- 電話医療通訳の団体契約を通じ、その利便性に対する医療機関の認識を広めることで、電話医療通訳の利用を促進する。

事業内容

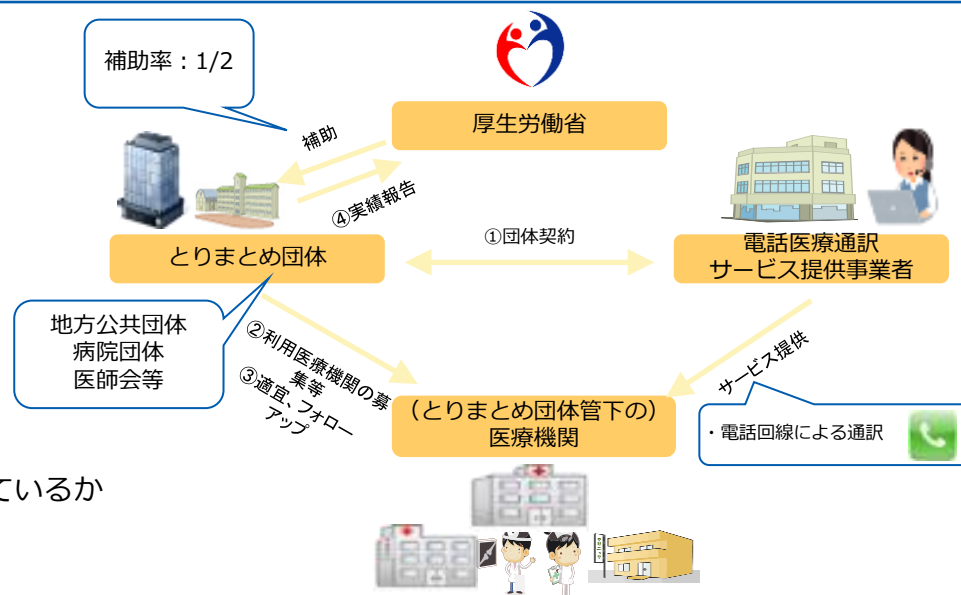
とりまとめ団体は以下を実施。

①電話医療通訳サービス提供事業者との間で、一括して電話医療通訳の利用に係る契約を行う（団体契約）。

②管下の医療機関に対して電話医療通訳に関する周知を行い、サービスを利用したい参画医療機関の募集等を行う。

③適宜、医療機関がトラブルなく電話医療通訳を利用・運用できているかフォローアップを行う。

④厚生労働省へ実績報告する。



電話医療通訳サービスの周知・浸透を図り、外国人患者の医療機関へのアクセス向上を実現。

ご視聴いただき、誠にありがとうございました

施策の詳細は当室HPを参照下さい

「厚生労働省 医療の国際展開」で検索



The screenshot shows the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare. At the top, there is a navigation bar with links for '本文へ' (To the main text), 'お問い合わせ窓口' (Inquiry window), and 'よくある御質問' (Frequently asked questions). Below this is the ministry's logo and name in Japanese and English, along with a 'ホーム' (Home) button. A search bar labeled 'カスタム検索' (Custom search) is also present. The main navigation menu includes 'テーマ別に探す' (Search by theme), '報道・広報' (Press & Public Relations), '政策について' (About policies), '厚生労働省について' (About the ministry), '統計情報・白書' (Statistics & White Papers), and '戸籍' (Household registration). The breadcrumb trail indicates the current location: ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療の国際展開. The page title is '健康・医療 医療の国際展開' (Health & Medical Care International Expansion).